

**新潟県選挙管理委員会規程第12号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 8月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 介護老人保健施設 あらまち 介護老人保健施設 <u>葵の園・長岡</u>	(略) 長岡市泉1-7 -24 <u>長岡市新保町字 横山882-1</u>	長岡市	(略) 介護老人保健施設 あらまち	(略) 長岡市泉1-7 -24
(略)			(略)		

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。